

○越谷市立図書館資料等複写規程

平成29年10月26日

教委告示第13号

越谷市立図書館蔵書複写等実費徴収規程（昭和47年教育委員会告示第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、越谷市立図書館（以下「市立図書館」という。）における資料等の複写に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「資料等」とは、次に掲げるものをいう。

（1） 市立図書館の蔵書、記録その他の資料

（2） 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第4号の図書館資料の相互貸借により貸出しを受けたもの

（3） 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第3項の規定により国立国会図書館から自動公衆送信された著作物の一部分の複製物

2 この規程において「複写」とは、前項第1号の資料若しくは第2号の図書館資料の相互貸借により貸出しを受けたものを複写すること又は同項第3号の自動公衆送信された著作物の一部分の複製物の提供を受けることをいう。

（申込み方法）

第3条 資料等の複写を希望する者は、複写申込書（別記様式）により、図書館長に申し込まなければならない。

（実費の額）

第4条 資料等を複写した場合の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、1枚の両面に複写した場合の実費の額は、2枚として計算するものとする。

（1） 白黒複写（日本産業規格A3判以下）の場合 1枚につき10円

(2) カラー複写（日本産業規格A3判以下）の場合 1枚につき50円

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年教委告示第11号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。